

Alert 55号

反天皇制運動

[通巻 436 号]
2021年
1月5日発行

第又期・反天皇制運動連絡会

野次馬日誌 * 9 集会の真相 * 10 学習会報告 * 11 反天日誌 * 12 集会情報 * 12

- マスコミじかけの天皇制 **54** (壇憲天皇制・象徴天皇教國家) 批判 その19
- 「眞子」「秋篠宮」発言と「小室母子」非難 天野恵一 * 8
- 太田昌国のみたび夢は夜ひらく **127**
 - 『語り継ぐ1969 糧合孝幸追悼50年 — その生と死』 — 宮部彰 * 6
- ひどい政治の横行と、それを批判する論理と倫理の水準 太田昌国 * 7

- 書評 ● 多様な視点と「熱さ」が交差する追悼文集
- 「眞子」「秋篠宮」発言と「小室母子」非難 天野恵一 * 8
- 反天ジャーナル ● — なかもりけいこ、よこやまみちふみ、ななこ * 3
- 状況批評 ● 教育における「不当な支配」 — 朝鮮学校「高校無償化」裁判から考える 佐野通夫 * 4
- 「眞子」「秋篠宮」発言と「小室母子」非難 天野恵一 * 8
- 太田昌国のみたび夢は夜ひらく **127**
 - 『語り継ぐ1969 糧合孝幸追悼50年 — その生と死』 — 宮部彰 * 6
- ひどい政治の横行と、それを批判する論理と倫理の水準 太田昌国 * 7

『文在寅時代の韓国』(文京洙／岩波新書)を読んでいて一番おもしろいのは、やっぱり政権を取る前だ。彼の、3・1運動や、光州蜂起、4・3蜂起に対する演説は力強かったけど、そうじゃなく、毎週末に灯される、無数のろうそくの火に押し出されるような自分自身を、おそらく不安げに眺めたに違いない。出来上がったものではなく、これから立ち上がるもの。ぼくは、レーニンが広場に續々と集まつくる群衆を見て震えていた、という話が好きだ。

韓国の「ろうそく革命」の始まりは、たぶん、2008年の高校生たちによる「米国産(BSE)牛肉輸入抗議デモ」あたりかなと、ぼくは思ってる。そしてその灯は朴槿恵政権時代にも受けがれ、16年末から17年にかけての、毎週土曜日の大集会・デモで、朴大統領を罷免・逮捕させた。

このデモの特徴は、よく言われるように、脱中心・多様性の運動であるということだ。文京洙さんの記述によれば、集会は「既存の制度的枠組みを超えるラディカルな主張」に彩られ、〈脱中心〉というのは運動のスタイルだけじゃなくて、その内実そのものであったようだ。

手前味噌風にいえば、これはぼくたちの芝居でいう〈草のざわめき〉に似ている。刈っても刈ってもまた起き上がる、草たちのひそやかな響きの共鳴。みんな、ひとつのこと言つてるようで、実はてんでバラバラのことしか言っていないという、空間が織り重なるような群衆シーンだ。リモートでは、きっとできないし、やる意味もない。うん、今年もやっぱり、のごとが立ち上がる「現場」に、常にいたいと思う。

(池内文平)



250円

●定期購読をお願いします（送料共年間4000円）
●郵便振替 00140-4-131988 落合ボックス
東京都千代田区神田淡路町1-21-7 静和ビル2A 淡路町事務所窓口 落合ボックス
TEL/FAX 03-3254-5460 URL <http://www.ten-no.net/mail:hanten@ten-no.net>
●以前の情報はこちら▶ <http://hanten-2.blogspot.jp/>

今月の
Alert

「女系」でも「男系」でも天皇制廃止だ! そして「皇女」制度を許すな!



二〇二一年『朝日新聞』の第一報の一面は、コロナと元農水相の賄賂で埋め尽くされた。第二報（三日）も同様だ。新年早々、紙面全体のコロナ闘争記事が占める割合は実に多い。昨年、運動現場へのコロナ感染拡大の影響は決して小さくなかったが、天皇たちが受けた影響の大きさを、改めてこの紙面から思ふ。まずは一般参賀中止で始まる二〇二一年に、天皇たちは継続する不運を感じたことだろう。

一般参賀は一九四八年から続く皇室行事だが、新年一般参賀が中止されたのは今年を入れて三回のみだ。過去の二回は一九八九年昭和天皇Xデーの年とその翌年で、裕仁の重篤と死後の服喪が理由だった。天皇自身の都合を除き、何があつても続けてきた一般参賀は、五万から一〇万以上を超える天皇信奉者を前に天皇がスピーチする貴重な機会であり、その様子をテレビや新聞で我々に見せつける大きな天皇イベントなのだ。それを断念しなければならなかつた天皇一族は、昨年からつづく「公務」の自粛の継続を予感させられたに違いない。

初詣の記事とならび、一般参賀の様子や天皇の「言葉」、家族写真やベランダにずらりと並ぶ天皇夫婦と成年皇族たち、打ち振られる「日の丸」の小旗の波。今年はそういう映像や記事がない。天皇たちにとっては、一般参賀中止にとどまらず、コロナ禍に「配慮した」お祝いムードや高価で派手な装い（ティアラ）の自粛など、見せどころ激減の状況は続く。そして、「次善の策」としてのビデオメッセージ。一日のビデオメッセージは社会面に小さな家族（天皇・皇后・愛子）写真付き記事。三日の中年の「新年祝賀の儀」の記事はさらに小さめで写真なし。天皇報道が比較的多い『朝日』でさえ、記事はこれだけであつた。それでも十分すぎるとは思うが。

メッセージでは、「皆が互いに思いやりを持つて助け合い、支えながら、進んで行くことを心から願っています。（中略）我が国と世界の人々の安寧と幸せ、そして平和を祈ります」と述べる。「民主的痛覚」（伊藤晃）というのをマジで感じさせる天皇のセリフで、同様の言葉は何度も聞くが、その度に呆れかえり怒りがわく。天皇の「願い」や「祈り」とは無関係に社会は動いているのだ。たとえば、寒風吹きすさぶ路上で年越しを余儀なくされている人たちを支援する人々は、天皇に示唆されて動いているわけではまったくない。しかも天皇一族は、年末年始であづれ路上で過ごす人たちの、寒さや悲しさや無念さとは無縁のところで生きている。あるいは、医療・保健・福祉の現場だけでなく、危険と隣り合わせだつたり、理不尽な条件下で働く人たち、独居老人、一人親、失職した人たち等々の過酷な現実を知る必要もない。天皇・皇族がその「血統」を根拠に、国によつて丁重に保護されているからにはならない。そんな不条理があつていいはずがないし、ましてや政府や行政の無策の代償としての「お言葉」や「公務」を担当する国家機関は百害あつ

て一利なし、なのだ。

一方、新聞は大きく紙面を割いて「おひとりさま」記事や養子縁組の家族物語など、婚姻や「血の論理」とは別の選択肢を肯定的に扱う記事を組んでいた。明らかに天皇制の論理とは別方向の紙面づくりで、興味深い。読者の多くはそのような記事を望んでいるとうことだ。

ほんの少し遡り、昨年末に向けては眞子の結婚話と秋篠宮の親父発言、そして皇位繼承問題として政府が指示した「皇女」制度問題でメディアはそれなりに沸騰していた。眞子の「お気持ち」、眞子の結婚に対する批判、二四条を引っ張り出して結婚を認めて見せた秋篠宮への複雑な気分がにじむ肯定・否定論と多々あるが、まずは、そのさなかにでてきた「皇女」制度問題。

この案は八年ほど前から出ていた。ただ、これが「皇位繼承問題」の解決策にはなり得ず、あまり前面には出てこなかった。しかし今回、これが政府案として動き出しそうな気配だ。「男系男子」原則なのだそうだ。女系でも男系でも天皇制廃止、を当然の前提で、政府が構想する「皇女」制度に反対している。「血統」だけで特別優遇される「皇女」たち。天皇制という身分社会に、さらに特別な身分を作ろうといつのだ。私たちは「紀元節」と「天皇誕生日」に反対する2・11・2・23連続行動」実行委でも新天皇制論議を始めている。ともに深めていこう。

「デジタル庁」構想と監視社会

いまどき男子の当事者研究

マコノユウガウツ

監視問題に關わってきて何年になるのだねえか。テクノロジーの進化とともに私たちの日常は張り巡らされた監視網の中にいるように感じる。利便性や安心・安全というキーワードと引き換えてプライバシーを切り売りしながら生活するのかもしれない。——技術の進歩でピッグデータ時代となり、監視の概念が薄れ、さらにうるさなどによって相互監視ともいえる社会となつてしる。こうしたデジタル社会における監視を国家でやろうとしているのが菅政権の「デジタル庁」構想だ。国の省庁だけでなく地方自治体のシステムも統一し、すべての権限を集中させようとしている。

政府は行政手続きなどがパソコンで出来ると利便性を強調し、その基盤システムとしてマイナンバーカードを活用するといつ。低迷するカード普及率のアップも狙い、今年三月健康保険証への利用が始まる。さらに運転免許証との一体化も検討している。コロナ禍でデジタル化へのハートルが低くなっている今、自らの監視社会を招き入れることになりそうだ。デジタル庁構想の目的は官民における個人情報の自由な流通と利用だ。それは一方で住民監視の浸透と選別と排除もたらす。プライバシーは権利でもある。売り渡さないために私たちのデジタルツールをつくっていきたい。

(なかもりけい)

(よこやま みちかみ)

(なな)

「人の話を聞かない男たち」「謝らない男たち」「何かと恋愛的な文脈で受け取る男たち」「女性の身体に無理解な男たち」(等々)。こう言われて納得し反省する人はいるだろうか。あるいは、こうした類型化を男のステレオタイプ化だとしてその主張に反発するだろうか。

冒頭に引用した男性像の類型化を行つたのは、「さよなら、俺たち」(スタンダード・ブックス、二〇一〇)の著者である清田隆之(桃山商事)である。清田の男性性問題へのアプローチはユニークである。清田は、恋バナ収集の現場で見聞きしたエピソード(恋愛相談にくるのはほとんど女性である)を手掛かりに、自らの男性性を見つめ直し、洗い落とそうとする。つまり、女の目に映る男を通して男性像を構築し、自らと男性性の問題を主題化するのである。これは、男性というジェンダーを見つめ直す、これまでの男性学やメンズ・リブリューは一線を画す独自のアプローチであろう。

男性が社会的マジョリティである以上、自らの男性性への鈍感さと現状維持に向けた制度的・構造的な強靭さを解体することは容易な実践でないことは明らかだ。しかし、そんな中にあって、清田の当事者研究は小さな希望の一つではあるまいが、そんな読後感を抱かせてくれた。

天皇の新年メッセージはたいした新鮮みもなく、六分ほどしつかりカメラ目線で、そこは誰かとは大違いだが、言いそうなことを言つただけだ。誰があのビデオにわざわざアクセスするのかね? それよりはアキシノんちの騒ぎのほうが面白いのか、あつちからこっちからの意見が飛び交つてしる。

アキシノとキコ夫婦それぞれへのバッシングは今さらではないけど、誕生日記者会見でアキシノは憲法まで持ち出して、大人になった娘の結婚に意味不明なことを言うし、アキシノ家の担当にはなりたくないと言ふと、アキシノ家の担当にはなりたくないこと職員が言つたとか、「あのうちは親戚になりましたくない」とキコが言つたとか、ガヤガヤ。ナルヒトがマサコへの人格否定問題を発言したころ、同じようなことを言つた気がするけど、マコノユウガウツも同じだね。一度結婚するつて言つちゃつたから意地になつてゐるのか? やくめた! つて言つたら楽になるよ~

「国民に喜ばれ」る結婚をして皇籍を離れても、「男女」でいるよう言われてパートで「公務」をさせられる。これまでどおりあちこちからバッシングをされて不自由な生活を続けていくしかない。自分で生き方を決められないのは辛かる。アメリカ移住もありなんがない? きっとカコも協力してくれるよ。さあ。どうする?

状況

批評

思想・状況・批評

教育における「不当な支配」

——朝鮮学校「高校無償化」裁判から考える

佐野通夫

(朝鮮学校「無償化」排除に反対する連絡会)

二〇一〇年に施行された「高校無償化」制度は、朝鮮高校の生徒排除という思いがけない問題を引き起こし、それは五件の裁判として争われた。その裁判の中で、被告・国が排除の根拠として挙げたものが教育基本法第一六条第一項の「不当な支配」であった。

〈教育基本法第一六条〉

○六年の教育基本法改正により、従前の一九四七年同法第一〇条は、「第二章 教育行政」という章名をもつた第一六条に変えられた。

第十条（教育行政） 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に對し直接に責任を負つて行われるべきものである。

○六年法

(教育行政)

教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行わなければならない。

四七年法

教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行わなければならない。

四七年法第一〇条は、その立法経緯から「教育行政の任務と限界を定めた総括的規定であると一般的に解されて」きた。しかし、行政の解釈がそのような自らを制限するものであるはずではなく、教育基本法制定直後に文部省内に作られた教育法令研究会が出した『教育基本法の解説』(四七年)は、「教育に介入してはならない現実的な勢力」として「政党のほかに、官僚、財閥、組合等の、国民全体ではない、一部の勢力」とした。

「不当な支配」が大きく問題とされたのは、「学テ事件」であった。六一年に実施された学力テスト(「全国中学校一斉力調査」)に対して、その実施を

阻止しようとした労組員が、建造物侵入罪、公務執行妨害罪そして暴行罪として起訴されたことに対し、第一審 第二審は、前記学力テストは違法であるとして、公務執行妨害罪の成立を否定し、共同暴行罪の成立のみを認めた。最高裁七年五月二一日判決は、「教基法が……戦前における教育に対する過度の国家的介入、統制に対する反省から生まれたものであることに照らせば」としながらも、「このことから、教育内容に対する行政の権力的介入が一切排除されているものであるとの結論を導き出すことは、早計である」として、原判決を破棄し、公務執行妨害罪の成立を認めたものである。このような経緯があったため、四七年法第一〇条は「教職員組合が教育への国家介入を排除しようとする際の根拠として用いられてきたと批判され」、〇六年の「政府は」に始まる(教育振興基本計画)という見出しおの付された第一七条を加え、第一六条に後半部を加え、および旧第二項を第二項から第四項へと変える改正となつた。

〈高校無償化制度からの朝鮮学校の排除〉

このように成立の前後からさもだかな問題をはらんできた教育基本法第一六条第一項が、再度浮上してきたのが、「高校無償化」裁判である。

一〇年三月、民主党政権は「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を成立させた。この法律の目的は、公立高等学校においては授業料の不徴収、私立の同等機関は「就学支援金」を支給することによって、学校に通う子どもたちの経済的負担を軽減しようとするものであり、対象となる学校は専修学校、各種学校まで含むというものであった。ところが、実施直前の一〇年一月、各種学校の認可を受けており、上記法案からは当然に「無償化」の対象となる朝鮮高校を外せといふ声が挙がり、他の外国人学校三一校は一〇年四月三〇日に「無償化」の対象校として告示されたにも関わらず、「規定ハ」対象とされた朝鮮高校一〇校のみが指定から外された。一一月になつて指定を申請するための「規程」が公布されたことにより、各朝鮮高校は申請を行ない、規程では年度内に指定がなされることになつていただが、民主党政権はかかるべき時期に指定も不指定もしらないまま、一二年一二月の第一次安倍内閣発足にいたつた。内閣成立直後の一二月二八日になされた施策が、下村文科大臣による教育の機会均等とは無関係な拉致問題の解決の妨げになるという外交的、政治的意見に基づく朝鮮

高校「無償化」除外方針の発表であった。翌一三年（一月）一〇日に朝鮮高校を「無償化」の対象とする根拠になる規定ハを施行規則から削除する省令改正を公布・施行するとともに、朝鮮高校に「不指定」処分を通知した。この不指定処分の理由は①規定ハを削除したこと、および②指定に関する規程に定める指定の基準への適合性を審査してきたところ、同規程第一三條に適合すると認められに至らなかつたこと、とされていた。この二つの理由は本来、相矛盾するものである。なぜならば、①で規定ハが削除されれば、その規定ハを根拠として定められた②の「指定に関する規程」は効力を失うので、同規程への適合も不適合もありえない。このことは、東京高裁の裁判の中でも、国も自認することである。

そこで、朝鮮学園や在学生・卒業生が原告となり、五つの裁判で、規定ハの削除の不当性を争つた。しかし、地裁・高裁合わせて一〇の判決の中で大阪地裁一七年七月二八日判決以外は、すべて原告が訴えている規定ハ削除の違法性についての判断を回避し、規程第一三條適合性に「疑い」があれば、文科大臣の裁量の範囲内であるとする判断となつてゐる。一つの理由は本来、相矛盾するものである以上、判決のこの構造 자체が問題とされなければならない。

〈規程第一三條に適合すると認めるに至らなかつたこと〉とは

不指定通知書には、「規程第一三條に適合すると認めるに至らなかつたこと」と記されているだけであった。規程第一三條とは、「(適正な学校運営)前条に規定するもののほか、指定教育施設は、就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当などを法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない」というものである。この通知のみでは、なぜ認めるに至らないかは分からぬ。

訴訟の中で、国が持ち出したのが、教基法第一六条の「不当な支配」であった。国の主張は「北朝鮮や朝鮮総聯の影響力は否定できず、その関係性が教育基本法一六条一項で禁じる『不当な支配』に当たらないことに確証を得ることができない」というものである。朝鮮学校は、民族学校である。本国との関係、民族団体との関係は存在してしかるべきものである。

前掲「学テ」判決が、「本件学力調査が……行政調査として教基法一〇条との関係において適法とされるべきかどうかを判断するについては、……本

件の調査方法に教育に対する不当な支配とみられる要素はないか等の問題を検討しなければならない」として、五ページにわたる検討を加えているのに對して、これら朝鮮学校の請求を否定した判決は、何をもって教育基本法第一六条に「不当な支配」であるかを定義することなく、朝鮮総聯との関係があることから、「不当な支配」に当たらないことについて十分な確証を得ることができない」という国の主張を認め、大阪地裁判決を除いて、裁判所は「不当な支配」の範疇を明らかにすることなく、すべて文科大臣の裁量の範囲内としてしまつてゐる。

それは、裁判所HP裁判例収載の判例の表記にも関わる。広島地裁、大阪地裁（それを受けた大阪高裁）は、当事者名を「原告学校法人A」、「B学校」、「A高級学校」等と仮名で表記している。それは、判例集として当然のことであり、当事者が誰であつても、法論理として同等のことが当てはまるといふことを示し、また当事者のフライバシーを守るものでもある。ところが、それ以外の判決では学校名が明記されている。朝鮮高校であることの表記は、裁判所も当事者が朝鮮関連だからとのようにするという結論ありきの態度であることを示すものである。

教育における「不当な支配」の範疇を文科大臣の裁量に委ねるといふ裁判所の方は、文科省・所轄庁の増長を招き、教育の自由を大きく制限することになりかねない。裁判所が朝鮮学校に対してとつたのと同じ判断が、宗敎学校等に適用さればどうなるのか。日本における国家による近代学校制度の構築の中で、私立学校等の「教育の自由」が、キリスト教学校の認可問題、「教育勅語」「天皇尊親」への挙手の問題として脅かされてきた。それが、四七年法第一〇条において教育への国家の統制を排除し「不当な支配に服することなく」として記された経緯であったといつこができる。

もちろん、外国人・他民族の居住者が増えていく社会にあって、四七年法の「国民全体に対し」という文言もその内実が問われるべきものであった。教育は子どもが学ぶことを保障するものでなければならぬ。〇六年法で「国民全体に対し」という文言自体はなくなつたが、さらに外国人学校・民族学校の権利が十分に守られる制度や社会の理解を確立することが必要である。日本の裁判所に求めても仕方ないことではあるが、裁判所は、このよつた状況を踏まえて判断を下さねばならなかつた。



多様な視点と「熱さ」が交差する追悼文集 —『語り継ぐ1969 糟谷孝幸追悼50年—その生と死』

宮部 彰（緑の党運営委員・気候危機担当）

冠婚葬祭や追悼が嫌いな私は、天野さんから書評原稿の依頼を軽く受けてしまつたことを、そのあとで少し後悔した。何しろ、9・11テロに対するアメリカのアフガン攻撃に反対する集会で、主催者がテロの犠牲者に対する黙祷のために起立を呼びかけた時も、一人だけ座つたまま拒否したという変わり者なのだから。

また、「歴史から学ぶ」「過去から学ぶ」という感覚に違和感を抱いてもいたからだ。過去を語るときに、どうしても「戦友意識」や「あの時は良かった感」があふれ出してしまう雰囲気が嫌いだったからでもある。あるいは、過去をひとまとめて解釈してしまつのような姿勢にも……。

■一九六九年の多様な解釈と「熱さ」の共通性
この本も、そういう雰囲気がないわけではない。しかし、ざっと読み直してみて、それでもが醸し出してしまう「嫌だな」という感情が、私の中にはあまり生じないのだ。
私も寄稿した一人であるが、「じうせ、おもしろくない追悼文が羅列されるのでは」という変わり者の予感を、見事に裏切ってくれた編集の方々に感謝したい。

「1969年の闘争の意義を歴史的・大局的に位置づけようとして語る人」「その時代の雰囲気

の中でどう生きようとしていたかを語る人」「その時代を別の現場で闘っていた時の共通感覚を語る人」「虐殺の現場について語る人」「糟谷の後の世代でその闘う姿勢に共感して運動を担い続けている人」「権力の暴力に対する怒りを告発する人」などなど、多様な視点からの文章が収められている。

このような、多様な視点と、多様な歴史解釈と、多様な引き継ぎ方と、多様な政治性と、多様な世代と、多様な現場と、多様な生きざまの文章が収められ、多様な人々の価値観や生き方が浮かび上がっている。何しろ七〇余名も寄稿している。歴史的な資料も、もちろん収められている。しかし同時に、当然のことだがそれらの寄稿文には共通性が厳然としてある。それは糟谷の闘いと、その時代の闘争に対する共感と、それを引き継ごうという姿勢である。その引き継ぎ方が多様で、ただ「忘れないでいよう」というものであつたり、「闘いを引き継ごう」という勇ましいものであつたり、「振り返ることでの新しい発見」であつたりしても、である。そして、そこに温度差があつても、「熱さ」、あるいは「暖かさ」を感じさせるえない。

そして同時に、未来への希望が見出しづらい時代に、希望の可能性を見出そうという姿勢も感じられる。

■「糟谷の言葉」に触れた天野さんと私の違った、私が不思議だったのは、追悼集でありますながら、糟谷が虐殺される闘争に参加する直前に書き留めた「糟谷の言葉」について語る人がほとんどいなかつたことだ。というよりも、天野さんと私がだけだったのだ。糟谷という一人の人間の「思い」「苦悩」に注目して語る人が少なく、時代語り、自分語りが多いのだ。それはそれで良いのであり、「糟谷の言葉」について語つたとしても、それが自分語りにならざるを得ないのが……、やはり不思議だった。

それでもなお、天野さんと私が「糟谷の言葉」の中で注目した部分は異なっている。私は前半部分に、天野さんは後半部分に。この中にも視点の多様性が表れている。

天野さんは、糟谷の言葉から、その時代を「決死の覚悟」の時代と振り返っている。なんど、天野さんも、この「一月決戦」に向かう日の前日に、「遺書めいた文章をノートに書き連ねた」というのだ。これだけでも「反天連ニコース」の読者は、読んでみたくなるのではないだろうか。そのうえで、私との視点・感性の違い、そして共通性も感じてほしい。

ただし、その解釈と受け取る感覚も、読み手にとって多様だとと思う。多様な解釈と感慨がさらに多様な解釈と感慨を生起させる。そこには希望への可能性がある、そんな思いを強くさせる追悼集である。

（糟谷孝幸追悼50周年プロジェクト 編）

社会評論社刊、二〇二〇年、一〇〇〇円+税）

自分が住む国はもとより、わずかな例外を除いて世界のどこの国を見ても、これ以上の愚か者はいないというような人物が、有権者の一定の支持の下で、あるいは独裁的な強権行使して、首相や大統領の座に居座っている。したがって、旧年から新年に持ち越された、「政治」「社会」をめぐる難問は、新型コロナウィルスの蔓延状況に限らず数多くあって、このような場で取り上げるべき課題も、変わりなく多い。ここでは、昨年末に注目すべき報道が「三あつた死刑の問題に触れたい。

二〇一〇年は、二〇一一年以来九年ぶりに死刑「未執行」の一年だった。七年八ヶ月間続いた第二次安倍政権以降では三九人の死刑が執行され、現上川陽子法相も前回の在任中に一六人もの人びとの死刑執行を命じた。法務省によれば、昨年末の時点での死刑確定者は「一〇人だ」という。

昨年二月五日、免田栄さんが亡くなつた。九五歳だった。一九四八年熊本県で起きた強盗殺人事件の容疑者とされて四九年に逮捕され、五二年に死刑確定。冤罪を訴えて六次にわたる再審請求を行ない、八〇年に再審開始が確定し、八三年に再審無罪となつた。日本の裁判史上初めて、死刑囚

が再審無罪となつた。三四年の歳月が流れていった。八〇年代には、免田さんに続いて、三人の確定死刑囚が再審無罪となつて釈放された。

一二月二二日、最高裁小法廷は、一九六六年の強盗殺人事件で死刑が確定した袴田巖さんの裁判をやり直す再審を認めなかつた東京高裁決定（一九年六月）を取り消し、審理を高裁に差し戻した。一四年三月の静岡地裁は、有罪の最有力証拠は捜査機関によって「捏造されたものであるとの疑問は拭えない」とし、「これ以上拘束を続けることは耐え難いほど正義に反する」と述べて、袴田さんを釈放した。だが、再審無罪の決定がなされるまでは袴田さんは確定死刑囚であり続けており、法務省がいう一一〇人の死刑確定者のなかに袴田さんは入れられている。袴田さんは八四歳である。

ここで思い起こすべきことがある。東京高検検事長・黒川弘務の定年が閣議決定によって半年間延長されたのは、わずか一ヵ月前の昨年一月末のことだった。この「違法な」決議を後追いで容認するために、検察官の定年を延長する検察庁法改正案が衆議院で審議入りしたのは四月一六日である。その一ヵ月後の五月一六日、元検事総長、元最高検検事ら一四人が名を連ねた、同法案への

ひどい政治の横行と、それを批判する論理と倫理の水準



太田昌國の夢は夜ひらく 127

みたび

「反対意見書」が発表された。この閣議決定を正当化する安倍首相の詭弁を三権分立主義の否定として捉え、「朕は国家である」と豪語したフランス絶対王政時代のルイ十四世に準えるなど、明快な批判としては正当な論理を展開しているこの声明文を、裏目読みせざるを得なかつた。声明は、公訴権を独占し、捜査権も有する検察官の責任の重大性に触れて、「検察官は自ら捜査によって収集した証拠等の資料に基づいて起訴すべき事件か否かを判定する役割を担つて」おり、その意味では「司法の前衛」だとの自負を語つてゐる。証拠を捏造したり、自らの立証に不利な証拠は隠したりして、冤罪事案を積極的に作り出してきた歴代検察権力の「自己批判」今まで及ぼざるを得ない論理は胚胎されているとは言えるが、現実にはどうか。一四人の署名者は、検察界の最高権力者の地位に上り詰めた過去を有することで、同時代を生きた免田さんや袴田さんが強いられた冤罪への責任を「存在論的に」有していると言える。冤罪と推定されながら、処刑されたり獄死したりした人びとに對しても。

政府と政権与党が行なう横暴な政治への批判と反対運動は、できる限り広範な形で形成されるべきことは当然だろう。同時に心すべきことは、あまりにひどい「政治」が横行しているとき、私たちはそれに対する批判の論理と倫理の水準を、無自覺的にせよ、下げてしまいがちだということだ。その意味で、半分の共感を持ちつつも裏目読みも同時に行なわなければならない言説が溢れている時代に私たちは生きているのだ。

（一月4日記）

「眞子」「秋篠宮」発言と「小室母子」非難

——〈壞憲天皇制・象徴天皇教國家〉批判 その19

天野恵一

五億円一時金なしでは……小室さん田子粉飾の借金人生」も「あいつの記事である。やひり」「週刊新潮」(一一月〇四号)の「眞子」やほり結婚でひつなる「髪結いの専主の生活設計」の方も同様である。

人から人にも、動物にもうつる感染病（新型コロナウイルス）は人々の交流（移動）の増加によって、感染が拡大する。だから菅義偉首相の、感染がおさまっていない段階での「GOTOトラベル」「GOTOイート」政策は、必然的に感染拡大政策となつた。この誰でも理解できる事実を手前勝手な「エビデンス」なるものを示して認めようとしない政権の、その政策のスタートが遅れに遅れたためさらに感染は、全国的（とくに首都圏などの都市部）に止めようもなく拡大し続

（『セブン』・『田舎』・『週刊女性』三誌）と、女性週刊誌同様この間毎号皇室記事を欠かさない『週刊文春』と『週刊新潮』の皇室記事を、まとめて読んでみた。「国民」にやめると呼びかけている多人数会食をくりかえしていた菅の権力政治家の態度に読めるのは、コロナへの危機感の薄さといつより、自分たちは高齢

者でも特権的医療にガードしているから、まず安心、より具体的にいえば、医療の対応の遅れで続出してくる（PCR検査にまでたどりつけなかつた人も少なくない）死者に自分たちは入るとはまずないという、特権的安心感である。

い。「口ナと皇室」という問題を考えたとき、忘れてはいけないのは、この「特権」である。天皇一族は、かかりつけの医者どもが皇居の中に「宮内庁病院」という大病院を、国民の税金で保有している超特権的家族である。この点を忘れて論すべきではあるま

もつとも、「この間の週刊誌の皇室情報のテーマの中
心は、やはり、「眞子さま・小室さん」の結婚はどう
なる!」であった。婚約相手とされた男（小室）の母
に四〇〇万「借金」があるという問題が取り沙汰され、二〇一八年、親の秋篠宮が「納采の儀」は行え
ない」とトップ発言（一月三〇日）、娘眞子・結
婚への強い意思を表明する「お気持ち」なる文章を発
表（二〇二〇年一月一三日）。その三日後四〇〇万
返金要求していた男の側が「返金要求はもうしない」

批判というものではなく、まったくその逆の心情と思
想の表明であるにすぎない。皇室から民間（平民）に
出る女性への一億五千万円の一時金の支払いといふ、
とんでもない「特権」制度自体が批判されているので
はない、あんな男（の家）にくれてやるのは許せない
と主張しているだけなのだ（↑の点はみな共通してい
る）。神聖な天皇一族の関係者に（あんな）一家がな
ることだが、まる（）と許されないと非難しているだけな
のである。

と発言（一月三〇日）。西村泰彦宮内庁長官が小室
サイドに金銭トラブルの説明責任を果たすべきだ
との意向表明、秋篠宮が誕生日会見で「結婚を祝
賀する」と発言（一月三〇日）。西村泰彦宮内庁長官が小室
サイドに金銭トラブルの説明責任を果たすべきだと
の「異例発言」（一月一〇日）。こうした流れにそつ
た記事が大量生産されていいるわけだが、ほぼ共通する
トーンは、小室（家）は神聖なる「眞子さま」（一族）
の相手としては、ふさわしくない、という小室（家）

名誌であれこれと理解が割れている——月〇日の秋篠宮の発言はどうか。

の全面バッシング（一・五億円の眞子の一時金ねらい）であり、そんな男に執着する「眞子さま」への難あり、さらには、そんな結婚を認めた秋篠宮への抗議である（名誌とも宮内庁にそうした抗議が殺到しているという事実を紹介しながら、やうした抗議の内容をなぞるような記事が書かれている）。その中でも、「女性セブン」（一月七日／一四日合併号）の、小室と母もう一人のパパ追い出された父は自死を選んだは、ときつゝ私生活暴露（プライバシー侵害）記事である。また「週刊文春」（一一月一〇日号）「虚栄の履歴 小室さん母子の正体」も、同（一一月一七日号）の「一

「認める」けれど、「認めない」という、意味不明発言。「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立」という憲法二四条の原則を尊重するところポーズを示しての「認める」発言であったが、その原則でなければ、父親が「認める」などと公言してみせること自体が、まったくおかしいではないか。憲法は、そんな権限はないと言ふしているのだから。やはり皇族にはこうした〈自由〉はないのだ。

こうした皇室情報から私たちが読みとるべきは、象徴天皇制の〈超特權的奴隸制〉という奇妙でグロテスクな政治的性格ではないのか。

一時次思日誌

11月29日～12月31日

の西川きよしと皇居・宮殿で面会。

徳仁、雅子◆赤坂御所で、セイ「エーピソンの子会社「エプロン」（長野県諏訪市）で雇用されている障害者と、オンラインで「交流」。

【12月4日】

皇位継承策◆日本維新の会の片山虎之助・共同代表が「皇女」制度創設について「皇女になる方や結婚する人の意見はどうか。

【1月29日】
徳仁、雅子◆衆参両院が開設から130年で、参院本会議場で開いた記念式典に出席。徳仁が「お言葉」を述べる。眞子も出席。

【1月30日】

秋篠宮◆55歳の誕生日。これに先立ち、東京・赤坂御用地の赤坂東邸で記者会見し、「長女眞子の結婚について認める」が、

「私の主觀になりますけれども、決して多くの人が納得し、喜んでくれている状況ではない」との認識を示す。「立皇嗣の礼」が8日に行われたことに「安堵した」「以前と変わらず、一つ一つのことを大切に務めていきたい」。発表された眞子と小室圭の結婚への強い決意をじませた文書を踏まえた上で「婚姻は両性の合意のみに基づく」とする憲法の規定を挙げ、「本人大きな本當にそういう気持ちであれば、親としてはそれを尊重するべきだ」。

眞子スキャンダル◆加藤勝信・官房長官が記者会見で、秋篠宮が眞子の結婚について「認める」などと述べたことに関し、政府として静観する姿勢を示す。

【12月1日】

愛子◆19歳の誕生日。

【12月2日】

「皇女」◆国民民主党の足立信也・参院幹事長が、「女性宮家についても議論するようになつてはすだ。それと違う形で出てきた」。

【12月10日】

眞子スキャンダル◆宮内庁の西村泰彦長官が記者会見で、眞子との婚約が内定している小室圭に関して批判の報道があることについて「説明責任を果たすべき方が、果たしていくことが極めて重要」と述べ、小室側に対応を求める。

【12月9日】

雅子◆57歳の誕生日。宮内庁を通じて文書を発表。

【12月14日】

眞子スキャンダル◆加藤勝信・官房長官が記者会見で、眞子との婚約が内定している小室圭に関して批判の報道があることについて「説明責任を果たすべき方が、果たしていくことが極めて重要」と述べ、小室側に対応を求める。

【12月23日】

徳仁、雅子◆東京都千代田区のホテルを訪れ、地球環境行動会議（GEA）が主催する国際会議の開会式に出席。

【12月17日】

徳仁、雅子◆文化労働者に選ばれた漫才

の速やかな撤去を求める。

【12月31日】

徳仁、雅子◆赤坂御所で、新型コロナウイルスのワクチンなどに関する厚生労働省の福島靖正・医務技監から「進講」を受ける。

9 ●反天皇制運動 Alert

皇位継承策◆菅義偉首相が参院本会議で、新型コロナウイルス禍のため規模を縮小して実施すると発表。安定的な皇位継承策の結論を出す時期について明言を避け、「静かな環境で検討が

【12月4日】

徳仁、雅子◆文化労働者に選ばれた漫才

【12月17日】

徳仁、雅子◆東京都千代田区のホテルを訪れ、地球環境行動会議（GEA）が主催する国際会議の開会式に出席。

【12月31日】

徳仁、雅子◆赤坂御所で、新型コロナウイルスのワクチンなどに関する厚生労働省の福島靖正・医務技監から「進講」を受ける。

代替わり◆政府が、皇位継承に関する一連の行事を締めくくる最後の式典委員会を首相官邸で開く。2019年4月の明仁の天皇退位と、翌5月の徳仁の即位に伴う儀式などを総括。関係予算と決算の額を確認。19年度に最も多くの経費がかかり、内閣府で26億6千万円を計上、24億5千万円を執行し、宮内庁で22億2千万円を計上、19億2千万円を執行したと報道。18年に設置した「皇位継承式典事務局」は近く記録集と写真集の作成を終えて3月末に廃止され、記録集と写真集は20円ごろに国立や都道府県立の図書館に配布し、一般に公開する予定。

[12月24日]

真子スキャンドル◆宮内庁の西村泰彦長官が定例記者会見で「誤った情報があるならば、きちんと正しつつ、分かりやすく説明を行う。それによって、国民の皆さんに事実関係を正確に理解してもらうことができる」と答えた。

[12月25日]

歌会始◆宮内庁が、翌年1月15日に皇居・宮殿で開かれる「歌会始の儀」で、歌が

作成を終えて3月末に廃止され、記録集の歌会始◆宮内庁が、翌年1月15日に皇居・宮殿で開かれる「歌会始の儀」で、歌が

[12月29日]

天皇避難◆福島第1原発事故の直後、当

月1日に公表すると明かに。

[12月30日]

佳子◆26歳の誕生日。

詠み上げられる一般の入選者10人を発表。と写真集は20円ごろに国立や都道府県立の図書館に配布し、一般に公開する予定。

徳仁◆宮内庁が、新型コロナの感染拡大と報道。

に伴って取りやめとなつた新年一般参賀に代わる徳仁のビデオメッセージを、1月1日に公表すると明かに。

に代わる徳仁のビデオメッセージを、1月1日に公表すると明かに。

美空の「歌と想」

殺害されたホームレス女性を追悼し、暴力と排除に抗議する

り劣悪な状況に追いやつていて。性が、渋谷区幡ヶ谷のバス停のベンチに座っていたところを、頭を殴られ、殺された。容疑者の男は、「お金を歩いていた。主催は、女性ホームレスグループ・ノラ、アジア女性資料センター、ふえみん、ねる会議の四団体。

即大訴訟 活発な弁論

約170名が参加、報道記事もいくつも出た。反響に、すこし怖くなつた。

たレジ袋で殴り殺した男との間に、地続きのものがあるように感じて、怖い。様々な支援体制にアクセスできると同様に、路上に寝泊まりできることが当たり前になればいい。女性も当然そこにいる。殺すな。（首藤久美子）

一一月六日、「殺害されたホームレス女性を追悼し、暴力と排除に抗議するキャンペーン」で、渋谷の街を歩いた。主催は、女性ホームレスグループ・ノラ、アジア女性資料センター、ふえみん、ねる会議の四団体。

約170名が参加、報道記事もいくつも出た。反響に、すこし怖くなつた。

女性の野宿者は、目立たないようにしていても、目立つてしまつ。この社会において、女性は、いまだ有徴化されている。何年か前、野宿の女性に、生活保護をとつて施設に入つた方がいい、野宿してるとレイプされるぞ、と

「即大」儀式に関する予算執行はすでにされているので、国側は、差し止めについては訴えを取り下げ、形式的に「新訴」という形で「立皇嗣の礼」に関する差し止めを求めるにした。国側は、反論の書面をこの一月末までに提出、二月、三月と引き続き弁論期日が入つた。

一一月九日の「人格権に基づく差止請求訴訟」の第三回口頭弁論。即位・大嘗祭儀式の違憲性を問うこの訴訟だが、今回新たに、先日行われた「立皇嗣の礼」についても訴因に追加することにした。

一二日は、「国家賠償請求訴訟」の第六回口頭弁論。着席すると、裁判長が

詠み上げられる一般の入選者10人を発表。と写真集は20円ごろに国立や都道府県立の図書館に配布し、一般に公開する予定。

徳仁が特別に招いて歌を披露する召人は、小説家で文化功労者の加賀乙彦が務める

に京都か京都以西に避難するよう非公式に打診していたと報道。宮内庁側が明仁の意向として「国民が避難していないの

にあり得ない」と伝え、政権側は断念したという。複数の元官邸幹部が皇位継承資格者である秋篠宮の長男悠仁の京都避難も検討したと明かす。菅元首相が共同通信社の取材に「頭の中で考えていたことは事実だが、私の方から陛下に打診したり、誰かに言つたりしたことはない」。

に京都か京都以西に避難するよう非公式に打診していたと報道。宮内庁側が明仁の意向として「国民が避難していないの

にあり得ない」と伝え、政権側は断念したという。複数の元官邸幹部が皇位継承資格者である秋篠宮の長男悠仁の京都避難も検討したと明かす。菅元首相が共同通信社の取材に「頭の中で考えていたことは事実だが、私の方から陛下に打診したり、誰かに言つたりしたことはない」。

に京都か京都以西に避難するよう非公式に打診していたと報道。宮内庁側が明仁の意向として「国民が避難していないの

にあり得ない」と伝え、政権側は断念したという。複数の元官邸幹部が皇位継承資格者である秋篠宮の長男悠仁の京都避難も検討したと明かす。菅元首相が共同通信社の取材に「頭の中で考えていたことは事実だが、私の方から陛下に打診したり、誰かに言つたりしたことはない」。

れるが、当然その準備もしていない。これはひどい。今回原告側は「一本の準備書面を出し、国が協賛した「国民祭典」の問題点と、違憲論の「法律的枠組み」について主張。違憲論の内容については、次回以降さらに詳細に展開される予定。

こちらの訴訟も「立皇帝の礼」について新たに訴因として追加しているが、こちらは儀式の差し止めとは異なり、まだじっくり議論できる余地が大きい。京都でも、「抜穂の儀」についての住民訴訟が始まっている。裁判という場で「代替わり」儀式の問題性を問い合わせる裁判にござります（即位・大嘗祭違憲訴訟事務局／新孝二）

射程のミサイルの開発が打ち出された。バイデン米新政権との協議などを経て公然化することも想定されるし、公然化しない実質保有も問題にしなければならない。

このような状況に対し、「大軍拡と基地強化にNOーアクション2020」（以下、アクション2020）は、「敵基地攻撃力」とは「敵地先制攻撃力」

に他ならないという観点から、いくつのか取り組みを行つてきた。一つは、「トランプからバイデンへ 米国の『軍産複合体』はどこへ向かうのか 敵地先制攻撃力保有と宇宙軍拡に反対する12集会」である。同集会では、アメリカの航空宇宙産業に詳しい西川純子さんからお話を伺つた。西川さんのお話は、宇宙の制覇を目指す「宇宙帝国主義」の指摘など、示唆に富るものであった。参加者は三七名。

翌日、「戦争・治安・改憲NOー総行動」（以下、総行動）と共に「持つな！敵地先制攻撃力 12・2・1 防衛省デモ」主催者からのものその他、「ミサイル基地攻撃力」は、参加者は三〇名。このように宮古島住民連絡会から託さ

れた申し入れを防衛省に手交した。参加者は、七五名。一月一四日には、「アクリション2020」主催の「STOP

に他ならぬ」と主張したことと国家社会主義への転向だと指摘するなど面白い論点が散りばめられている。

とはいって、坂野の言う自由と民主主義は、坂野の頭会議を提唱し、議会に代わるべきだ」と主張したことと国家社会主義への転向だと指摘するなど面白い論点が散りばめられている。

憲法を軸にして近現代日本の（政党）政治を捉えるときに、明治憲法の時代—総力戦の時代—日本国憲法の時代として、つまり「戦前」・「戦中」・「戦後」として分けて捉えるべきだ、と言ふ著者は、「平和と民主主義の時代」は戦後だけでなく戦前にも存在していたのだ、「戦前」は「戦後」と引き継がれたのだ、とも言ふ。ここで言われる民主主義とは、藩閥勢力が天皇大権を強くして議会権限を弱めるようにつくられた明治憲法体制の構造上の制約のなか

【学習会報告】 坂野潤治「明治憲法史」（新日本出版社・一〇一九年）

で、選挙で当選した代議士が集まる議会の勢力配置を反映させた政党内閣の地位をい

う「上からのファシズム」の機関の原型（田中頭会議）を提唱し、議会に代わるべきだ」と主張したことと国家社会主義への転向だと指摘するなど面白い論点

として、その立憲主義が徹底された先に果たして日本帝国主義の解体はあったといえるだろうか、と問うべきである。著者の視点はあまりに内向きすぎる。だから「戦後レジームからの脱却」を巻くと、その立憲主義が軍部を抑制していたとしても、その立憲主義が徹底された先に立憲主義が軍部を抑制していたと見えるだろうか、と問うべきである。著者の視点はあまりに内向きすぎる。だから「戦後レジームからの脱却」を巻くと、その立憲主義が軍部を抑制していたとしても、その立憲主義が徹底された先に立憲主義が軍部を抑制していたと見る軍部の抑制のことである。このような視点から整理された本書は、たとえばかりでなく、天皇機関説と政党内閣の正当化、そして軍

し「これは「戦後」に継承されるものだ）。それに立憲主義が軍部を抑制していたとしても、その立憲主義が徹底された先に立憲主義が軍部を抑制していたと見る軍部の抑制のことである。このような視点から整理された本書は、たとえばかりでなく、天皇機関説と政党内閣の正当化、そして軍

制慈惠主義の成立」（学文社）を読む。（羽黒仁史）

一一〇一一一年は、一月一六日（土）一二時、じしま区民センター403に於ける「防衛予算分析会」からの活動をスタートす。三月二七日に馬毛島の基地化に反対している方をお招きした集会及び防衛省デモをする準備に入つてゐる。「武器よの暮りしを」の枠組みで、防衛省交渉や院内集会なども迫及するつむりだ。三月一二日には、「総行動」の霞ヶ関デモが準備されている。財務省に加え外務省にも、敵地先制攻撃力保有など軍拡反対の声を突きつけていたい。是非、これらの行動に参加されんことを訴ぐ。

（池田五律／アクション・オーラム）

ハセキタス

（池田五律／アクション・オーラム）

●ピープルズ・プラン研究所総会
12月6日（日）●殺害されたホームレス女性を追悼し、暴力と排除に抗議するキャンペーン（集会報告参照）
12月7日（月）●防衛省行動
12月9日（水）●即位大嘗祭違憲訴訟（差し止め差戻審）第三回口頭弁論（集会報告参照）
12月12日（土）●普政権の暴走を許さない！
12月20日（火）●香港連帯アクションスパンディング
●敵地先制攻撃力保有と宇宙軍拡に反対する（集会報告参照）
12月21日（月）●即位大嘗祭違憲訴訟（国賠請求分）第六回口頭弁論（集会報告

集会情報 INFORMATION

●持つな！敵基地攻撃力＝敵地先制攻撃力 防衛省デモ（集会報告参照）
12月23日（水）●オリエンピックおこどわリンクスタンディング
開催中／2021年12月4日（土）●天皇の戦争責任・忘却に抗する声～女性国際犯法廷から20年
13時～18時（月・火・休日休館）／w a m 女たちの戦争と平和資料館（地下鉄早稲田駅）／主催：同館
下鉄早稲田駅／主催：同館
1月16日（月）●防衛予算分析会
13時30分～としま区民センター
403（JRほか池袋駅）／主催：大軍拡と基地強化にNO！アクション
2020（03-3961-0212ほか）
1月21日（木）●私たちは戦争を許さない 安保法制の憲法違反を考える
18時30分～／日本教育会館（地下鉄神保町駅）／又坂常人、伊藤真ほか／主催：安保法制違憲訴訟全国ネットワーク（03-3780-1260）
1月23日（土）●オリエンピックおことわリンクスタンディング
●その支出に異議あ～り！集会（仮）
13時～／石川逸子／w a m 女たちの戦争と平和資料館（地下鉄早稲田駅）／主催：同館＊予約制
2月11日（木・休）●桜の国の悲しみ、菊の国への抗い
13時～／千駄ヶ谷区民会館1F（地下鉄ほか天満橋駅）／駒込武／主催：主基田抜穂の儀違憲訴訟団
2月14日（日）●天皇制とオリエンピック
R原宿駅ほか）／天野恵一、黒田節子（ZOOM参加）／主催：反戦反天皇制労働者ネットワーク、関東（03-3446-9058）
1月30日（日）●2021年世界の行方～アメリカと中東を中心～
18時45分開場／練馬区役所本庁舎20F交流会場（西武池袋線練馬駅ほか）／田原牧／主催：戦争に協力しない～やせない！練馬アクション（090-5208-5803 池田）
2月6日（水）～14日（日）●オリエンピック終息宣言2021（仮題）
12時～19時（6日15時～19時、14日12時～17時予定）／神楽坂セッションハウス（地下鉄神楽坂駅）
2月9日（火）●京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟第一回口頭弁論
11時30分～／京都地裁101号法廷（地下鉄丸太町）
2月10日（水）●即位大嘗祭違憲訴訟（差し止め差戻審）第四回口頭弁論
13時15分開廷／東京地裁708号法廷（地下鉄霞ヶ関駅ほか）
2月23日（火・休）●「歌会始」が強化する天皇制
13時～／内野光子／w a m 女たちの戦争と平和資料館（地下鉄早稲田駅）／主催：同館＊予約制
●「天皇代替わり」とは何であつたか
13時15分開場／文京区民センター2A（地下鉄春日駅ほか）／天野恵一、桜井大子、北野薫／主催：「紀元節」と「天皇誕生日奉祝」に反対する2・11～23連続行動
●会場等の理由により中止・延期の可能性あり。主催者へのご確認を。
●年明け幸先悪し。それでも事態は動く。だから私がもか。（木菟）
●早くマスクを外して歓談できる日が来てほしい。でもワクチンは怖い（半）
●忘年会禁止、新年会禁止、それでもいいまか（GOTO宴会）（闇喫）
●レッツGOTO宴会、密密密はだめだよ、ね（貌）
●年末まで、反原発運動の会議、オノ（イン講座）でヘタヘタ。それでも作業に（熊）
●宴会行って工エンカイ？（貌）

岡田